

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例(平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。)第5条の規定により、令和元年9月20日付けで行った文書「① 義務教育学校設置を目指すことを決定した事実を示す文書。② 義務教育学校のフロントランナーとして実績を積む旨の方向性を決定したことを示す文書。③ 上記①、②の各決裁文書。④『義務教育学校を設置すること』、『フロントランナーとして実績を積むこと』、『9年間を見通したこれからの学校教育のあり方を研究すること』を、教育委員会で『議決』或いは『報告』した事実を示す文書。」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会(以下「処分庁」という。)が令和元年10月8日付け元瀬学教第1325号で行った公文書不開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が令和元年9月20日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和元年10月8日付け元瀬学教第1325号で行った公文書不開示決定の処分について、不存在とした公文書は存在するはずであるとして、それらの公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 処分庁は、愛知県教育委員会(以下「県教委」という。)に対し、「令和2年度 瀬戸市内小中学校における一貫教育にむけた加配要望概要」と題する文書を提出しており、その中に「愛知県のみならず日本国内における小中一貫教育および義務教育学校のフロントランナーとして実績を積み」と記載されている。審査請求人は、当該提出された文書に係る決裁文書等を開示請求したものであるが、これを不存在と断言するのは疑問である。

イ 処分庁は、瀬戸市立小中学校の今後のあり方について、大きな方向性(義務教育学校化の推進)を示し、県教委に教員加配を要望している。このような大きな方向性は、本来教育委員会会議で議決又は報告されてしかるべき事項であることから、文書は必ず存在する。

ウ 処分庁は、公文書が存在しない理由の中で「義務教育学校を設置することは検討されていない」と記しており、県教委への提出文書及び連絡会議での説明と相違している。

エ 以上、公文書が存在しない理由は、まったく了解できない。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

瀬戸市が目指す小中一貫教育を端的に言えば、小学校と中学校が切れ目なく、子どもたちを見守っていくというものである。義務教育学校は小学校と中学校が1人の校長で運営されているなど、指導形態は小中一貫校と異なる部分もあるが、小学校と中学校の連携を強化し、子どもたちを育てていくという小中一貫教育の考え方に共通する部分も多々あると考える。したがって、全国の小中一貫教育を目指す地域や義務教育学校にも参考となるような学校を作っていきたいという意図から出た発言であり、義務教育学校を設置することは検討されていない。したがって、請求の対象となる文書は存在しない。

4 審査請求に係る経過

令和元年 9 月 20 日	審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和元年 10 月 8 日	処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付
令和元年 11 月 11 日	審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和元年 11 月 25 日	審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
令和元年 12 月 5 日	処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和元年 12 月 16 日	審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
令和元年 12 月 25 日	審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和2年 2 月 17 日	審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和2年 3 月 12 日	審査庁から審査請求人へ口頭意見陳述聴取の際に出た質問に対する処分庁からの回答書を提出
令和3年 4 月 12 日	審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
令和3年 6 月 10 日	第1回審査
令和3年 7 月 8 日	第2回審査

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

教育長がいる場で処分庁が県教委に対して「義務教育学校を設置して、フロントランナーとして頑張る」と伝えているのだから、その方向性を示す文書は存在するはずである。

昨年11月に瀬戸市の厚生文教委員会がにじの丘学園の視察を行っており、その質疑に「教育方針を始めとしたにじの丘学園の学校体制をより太く、豊かなものとしていくため、義務教育学校への移行、昇華が望まれる。」とある。このことから、処分庁が一体的に義務教育学校への移行を考えていたのではないかと推測できる。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 「義務教育学校」設置に関する検討の有無について

公文書不開示決定通知書の不開示情報に該当する理由の中で「義務教育学校を設置することは検討されていない」と記載されており、弁明書においても同様の記載

であるが、本審査会は、再度内容の確認を行った。

処分庁は、義務教育学校の設置は検討していないとの回答であった。また、処分庁から「愛知県のみならず日本国内における小中一貫教育および義務教育学校のフロントランナーとして実績を積み」との表現について「小学校と中学校が連携をした教育の先陣を切っていきたい」との意気込みを示したものであるとの説明がなされた。

イ 県教委に提出した文書に係る決裁書等の有無について

処分庁が県教委に提出した文書は、教員の追加配置要望に関する書類であるが、当該要望に係る決裁があるならば、審査請求人が請求している文書のうち、「② 義務教育学校のフロントランナーとして実績を積む旨の方向性を決定したことを示す文書」に該当する可能性があることから、本審査会は確認を行った。処分庁は、令和元年8月1日決裁の文書「にじの丘学園開校に伴う教員数および加配要望（案）」（以下「8月1日決裁文書」という。）を提出し、県教委との連絡会議を開催すること及び追加配置要望書を提出することについて決裁したものであるとの説明であった。8月1日決裁文書は、何を決裁したのか読み取れる内容ではなかったが、処分庁からは「義務教育学校のフロントランナー」に関する事項を決裁した文書ではないとの回答であった。

ウ 本審査会の判断

以上のことから、処分庁は、義務教育学校設置に関し検討していないと説明しており、8月1日決裁文書も審査請求人が求めている対象文書に該当しないと言わざるを得ないことから、本審査会としては、これ以上審査することは困難であるので、開示請求した文書は存在しないと判断するという結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、処分庁の文書作成について、補足的に意見を述べる。

8月1日決裁文書は、県教委との連絡会議に用いる書類が添付されているだけの決裁であり、意思決定する事項が一切記載されていないものであった。決裁書は、担当職員以外の職員や市民が見ても何を決定したのかが分かるものでなければならないことから、記載内容を十分に検討したうえで文書を作成するよう改善されたい。

また、本件は、本来であれば追加配置要望についての意思決定をする決裁書がなければならないものであった。このことは、行政手続上の瑕疵があったと見られても仕方がない状態であるので、今後同様の事案に際しては注意されたい。

このほか、今回の審査請求は、「愛知県のみならず日本国内における小中一貫教育お

よび義務教育学校のフロントランナーとして実績を積み」と、根拠に基づかない記載をしたことに起因している。文書作成に当たっては、当然に誤解を招くような表現を避けるべきであり、この原因はやはり起案及び決裁について問題があったと考えられることから、これらについて適切な手続を執られたい。